

東海地域農林漁業成長産業化推進協議会設置要領

制定：平成24年8月 7日
一部改正：平成26年2月26日
一部改正：平成28年2月18日
一部改正：令和3年1月18日

1 趣旨

農林水産省では、平成23年10月に決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、6次産業化の取組を拡大し、農林漁業の成長産業化を実現することとしており、平成25年には、より一層の農林漁業の成長産業化の実現のため、官民共同のファンド「株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）」を創設して6次産業化に取り組む事業者への成長資本の提供や経営支援を行っているところである。

こうしたファンドの活動と相まって、6次産業化の取組をより効果的に推進し、農林漁業のさらなる成長産業化の取組を促進するために、幅広い関係者の参画を得つつ、取組をより一層推進するための体制として「東海地域農林漁業成長産業化推進協議会」を設置し関係者一体となった取組を推進することとする。

2 構成

- (1) 協議会の構成員（以下「会員」という。）は、東海農政局、各県行政機関、農林漁業関係団体、農林漁業関係研究機関、政策金融機関、金融関係団体、関係地方支分部局、独立行政法人及び食品製造団体、食品流通団体、地域経済団体、観光関係団体等の関係者をもって構成する。
- (2) 会員は別表のとおりとし、必要に応じて加除等の修正ができるものとする。
- (3) 協議会は必要に応じ、会員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 協議会は必要に応じ、事務局が招集することとする。

3 活動

協議会は、東海地域における農林漁業の成長産業化を推進するため、次の取組等を行う。

- (1) 農林漁業の成長産業化に関する普及・啓発の推進
- (2) 農林漁業の成長産業化に関する情報の収集、提供、共有化
- (3) 農林漁業の成長産業化に関する優良事例の発掘
- (4) 関係者のネットワークの構築
- (5) その他農林漁業成長産業化に関する事項

4 運営

- (1) 協議会の下に実務者からなる「幹事会」を置くこととする。
- (2) 協議会の事務局は、東海農政局経営・事業支援部地域食品・連携課に置く。

5 その他

上記の他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において協議し定めるものとする。

附 則

この設置要領は、平成24年8月7日から施行する。

「東海地域6次産業化推進協議会設置要領」（平成22年12月15日 制定）は、本要領の制定に伴い廃止する。

附 則

この設置要領は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

この設置要領は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和3年1月18日から施行する。